

令和5年度中に策定・変更・廃止が予定されている計画等

環境・農水常任委員会 資料 2
 令和5年(2023年)6月1日
 農 政 水 産 部

(部局名：農政水産部)

計画の名称	計画期間	区分 策定 変更 廃止	法律上の位置づけ				その他	備考（根拠法令、上位計画等） ※策定等は令和6年度以降になるが令和5年度中に委員会で 骨子案等の報告を行う予定の計画、策定等の後に議会への報 告義務等がある計画は、その旨を明記してください。	所管課名
			法定 受託	義務	努力 義務	任意			
滋賀県総合防除計画	令和5年度～ 令和9年度	策定		○			根拠法令：植物防疫法(第22条の3)	みらいの農業振 興課 みどりの食料戦 略室	

滋賀県総合防除計画の策定について

1. 計画策定の背景

化学農薬の使用低減の推進や、気候変動等に伴う病害虫発生リスクの増大等を背景に、令和4年に「植物防疫法（作物に被害を及ぼす病害虫の駆除、まん延防止等が目的）」の一部が改正され、国が示す基本指針を踏まえ、都道府県が令和5年度末までに「総合防除計画」を定めることとされたことから、本県で新たに策定する。

2. 計画の期間

策定後（令和5年度）から令和9年度（2023年度～2026年度）までの5年間。

なお、計画期間内においても、病害虫の発生状況の変化等に応じ、適宜見直し、改定する。

3. 滋賀県総合防除計画の主な内容

(1) 総合防除についての推進内容

「総合防除（病害虫が発生しにくい生産環境をつくり、発生に応じて防除の要否を判断するなど、化学農薬の使用量を必要最低限に抑える防除方法）」について、県が推進する具体的な技術・内容を示す。

(2) 病害虫が異常発生した際の防除体制

病害虫が異常発生し、農作物に甚大な被害が想定される場合、農林水産大臣が都道府県に対し、緊急的な対応をとるよう指示することとされており、その際の県内における防除体制について定める。

(3) その他

必要に応じて、「農業者が遵守すべき事項（遵守事項）*」を定めることができることとされており、遵守事項を盛り込むかどうかを含め、慎重に検討する。

※遵守事項とは

作物に被害を及ぼす病害虫ごとに、発生予防や発生時の駆除、異常発生時のまん延防止のための方法について、農業者が必ず取り組むべき事項として定めるもの。

遵守事項を定めた場合、農業者に対し、県は遵守事項に即した指導・助言を行うとともに、必要に応じて、勧告・命令を行うことができる（命令に従わない場合は罰則あり）。

4. 今後のスケジュール

令和5年	6月1日	計画策定の概要について説明（常任委員会）
	7月	計画の素案について説明（常任委員会）
	8月～9月	生産者および市町・農業関係団体等への意見照会
	10月	計画の最終案について説明（常任委員会）
	11月	計画策定・公表

滋賀県総合防除計画策定の考え方

環境・農水常任委員会資料2
令和5年(2023年)6月1日(木)
農政水産部みらいの農業振興課

1. 総合防除についての推進内容

総合防除とは：病害虫が発生しにくい生産環境をつくり、発生状況や予測に応じて防除の要否を判断する等、化学農薬の使用量を必要最低限に抑える方法

【現状と方向性】

- 環境こだわり農業を推進してきた本県では、県が「病害虫雑草防除基準」を毎年定め、総合防除に関する具体的技術（以下、総合防除技術）を示し、農業者が総合防除技術を既に一定実践しているところ。
- 今後は、気候変動に伴うリスクの増大に備え、病害虫がさらに発生しにくい環境づくりを行うとともに、さらなる環境負荷低減に向け、より一層の総合防除技術の実践拡大、加速化が必要。

【策定の考え方】

- これまで推進してきた総合防除技術について、一覧表により対象の病害虫ごとに整理・提示。
- 農業者が取組みやすい環境を整え、さらに実践が進むよう、県が行う新規および強化の取組を合わせて示す。

<総合防除技術の提示>

一覧表のイメージ(例)⇒

作物	病害虫	防除技術
水稲	いもち病	・種子伝染するので発病田から翌年の種を採らない ・土づくり資材(ケイ酸肥料)を施用する 等
水稲	カメムシ類	・畦畔の草刈り 等
トマト	モザイク病	・抵抗性品種(発病しにくい品種)を作付けする ・発病した株を早期に除去する 等

<県が行う取組>

発生予察※の高度化・迅速化	・ICTや画像診断を用いた発生予察の導入 ・病害虫の種類を迅速に特定するための新たな診断技術の開発 ・病害の発生予測モデルの構築 等
新たな総合防除技術の開発	・水稲病害に対する含鉄資材の施用 ・トマト害虫に対する天敵等の活用 等
指導體制の強化	・正確な病害虫診断技術を有する営農指導員育成のための研修会の開催 等

※発生予察とは：病害虫の発生動向を調査し、今後の予測や対策を農業者に提供する取組

2. 病害虫が異常発生した際の防除体制

【現状と方向性】

- 県は、発生予察に基づき、警戒レベルに合わせて「警報」・「注意報」を発表し、農業者が対策を講じるよう、情報発信を行っているところ。また、作付面積が大きい水稲については、「警報」発表時において、県が農業者や農業団体等に対し指導するための防除体制を定めているところ。
- 今後は、気候変動に伴うリスクの増大に備え、国の緊急的な防除指示が出る前から予め対策が実施できるよう、発生予察の高度化・迅速化をさらにすすめる必要。併せて、水稲以外の作物についてもリスク増大に備えた防除体制が必要。

【策定の考え方】

- ICTや画像診断等、発生予察の高度化をすすめ、精度が高い迅速な情報発信により、緊急対応に備える。
- 「警報」を発表した際の防除体制について、水稲だけでなく、麦や野菜、茶など、全作物を対象を拡大。
- 海外から飛来する害虫をはじめ、本県だけでは予測困難な病害虫に備え、国や他府県との連携を強化。

3. その他(農業者が遵守すべき事項の設定について)

【策定の考え方】

- 農業者が遵守すべき事項(遵守事項)については、本県における各病害虫のリスクの現状や、病害虫が異常発生した際の農作物被害増大の可能性などを踏まえた上で、本県で設定するかどうかを含め、慎重に検討していく。